

# 広報



## 人口と世帯

世帯数 1,488 (全月比 +1)  
人口 6,404 (+3)  
男 3,187 (+2)  
女 3,217 (+1)  
昭和53年2月末日現在  
(住民基本台帳登録人口)



おじいさん、おばあさん何時までもお元気で…高齢者芸能大会にて

'78 4 85

### ■主な内容

- 昭和53年度・町政執行方針 ■2
- 議会だより ■6
- 町長の動向 ■17
- 新入学(園)児の交通事故防止 ■18
- 消防本部から火災予防 ■19
- くらしの豆知識・4月のこよみ ■21
- 季節の話題・ご存じでしょうか ■22
- まず、友達づくりを ■23
- 国民年金の改正・戸籍のうごき ■24

交通事故死ゼロ記録4月1日現在2,486日

# 最後の年・総仕上げ

## 昭和53年度 町政執行方針

### 産業の振興と福祉の充実を



町長 小田桐 清 実

### 総務財政

- (1) 国の予算及び財政投融資計画について  
予算総額 三四二、九〇五億円  
前年度に比較し一〇、三%の増  
公債の発行額 一〇九千億円  
前年度に比較し一九、五%の増

#### 町財政について

- (2) わが町の財政規模  
一般会計予算総額  
一、四三一・一三六千円  
特別会計予算総額(5会計)  
七八九・一一一千円  
予算の編成方針  
○経常的経費の節減  
○冗費の節減、給与の平準化  
○投資的経費  
○仙法志中学校屋内運動場の建設

口、地方税の改正なども見込まれているが、增收は期待出来ない。  
ハ、地方交付税の交付基準額の国の平均伸び率は、前年度より二、四%の増となり大幅に伸ばしたのは公共事業及び地方単独事業の財源措置を講じたものであるが、この伸びは都道府県に厚くなる見込みであり、市町村はかなり下廻ることが予想されるので見積過大にならないよう留意し、予算措置をした。

(3) 使用料・手数料については、水道使用料を若干引き上げ、水道事業の運営を健全化したい。  
その他 保育料、住民基本台帳の写しや米穀類購入量割当手数料の改定を行う。

利尻町職員の服務については関係条例の定めるところにより規律を厳守させ、公務員としての品位を保持するよう戒め、聊かも住民から批判を浴びることのないよう充分注意する。

なるべく国の景気浮揚対策と、雇用拡大の面に大幅に考慮を払い、当初予算に計上し、完全実施を図ること。

### 人事管理の適正化について

事務の能率化と行政の民主化は人事の適正化を図るにある。職員個々の能力、適性を観察し、適材を適所に配置し、「正しく、早く、親切に」事務を処理し、住民へのサービスをし、全体の奉仕者としての自覚を認識させるため、研修をする。

### 文教厚生について

文化を興隆させ、教育の振興を図ることは、町勢進展の根源であることは、論を得たない。

立派な郷土づくりは、優秀な人材を多く郷土に留め風土に根ざした人間性の豊かな心身共に健全な子弟を教育することにある。

学校教育はもとより、社会教育については、教育委員会が主軸となり、その振興対策、推進計画を樹てているが、町としては教育環境の整備に從来力を入れて来たが、本年度は次の事業を実施して、施設の充実を図りたい。

○仙法志中学校屋内運動場の建設

工事 鉄骨造 六五三・m<sup>2</sup>  
○沓形中学校屋内運動場の建設工事 鉄骨造 七三四・八m<sup>2</sup>  
○教員住宅建設事業 一二〇m<sup>2</sup>  
一戸 一二一〇m<sup>2</sup>  
一、七〇〇m<sup>2</sup>  
一二、六四九千円

### 社会福祉について

一、福祉行政の方向について  
国及び道においては、景気浮揚対策として公共事業の著しい伸びを見ている反面社会福祉政策については「高福祉、高負担」の見直しをすべきであると言われている現況であるが、人命尊重、福祉充実の立場から本町は国及び道の施策に呼応し併せて町独自の施策を講じ福祉行政の実施に努める方針である。

#### イ、民生児童委員の活動強化の推進

- 福祉に欠ける老人世帯の援助活動の推進  
○生活保護法の適正指導  
○老人医療費の無料化  
○保育所施設、設備の整備充実  
一二、六一九千円

三、七三六千円  
なお若干保育料の改定を行いたい。

循環器検診  
出稼者検診

口、その他  
結核レントゲン検診

○火葬場（富野）改修工事

工事費 三、五〇〇千円

（炉及び煙筒の破損により改修を行ない併せて石油バ

ナーに切替する）

○伝染病隔離病舎の改修

工事費 六〇六千円

（屋根改修、入院室内部及び窓改修）

3、出稼の援護と雇用対策につい

て

○伝染病隔離病舎の改修



## 2、保健、衛生について

本年度は、健康管理及び予防に重点をおき次の事業を行なう。

○乳幼児検診及び一歳六ヶ月児検診

疾病的早期発見並びに指導のため、年一回専門医（小児科医）を招聘して実施する。

○成人病検診  
定期健康相談の実施

○特に老人、子供の安全に留意

住民多年の念願であったこのことについては、関係筋の深いご理

## 交通安全について

**民放テレビ**  
(UHB、HTB) の  
誘致について

## 水産の振興 対策について

## 産業経済

○交通事故ゼロ三、〇〇〇日の達成を期す。

解を得て本年八月に放映の見透しある。

尚仙法志市街周辺の難視聴については目下N H K始め関係筋と交渉中であり、早期に解消したい。

うな事業を実施して水産業の振興を図りたい。

(1) 浅海資源増大対策  
○栽培漁業センター  
アワビ人工採苗事業

（沓形漁組 八、五〇〇千円）  
○種苗センター  
ウニ人工採苗事業

## 島史の編纂について

昨年は、利尻島に自治体制度が確立してから百年にあたるので、これを記念するため、島史の編纂に着手し、後代の子孫に先人開拓の労苦を偲ばせ、一面郷土教育の道するべとなし、これによつて町政振興の羅針盤としたい。なお、隣町と協調の上、実施に移したい。



## 医療体制の確立について

本年度は公共事業の増大に伴ない、かなりの労働力が要求されるものと想するが、反面、高齢者に対する雇用の面に不安があり、現地の職業安定所、労働基準局などに相向き、雇用の安定に努力する。

又雇用主の企業の実態や、労働の現場等を査察し、労務者の激励慰問を行い、安んじて労務に服せしめるよう努める。

なお医師の確保と、医療従事者の充足に努める。

新らしい海洋時代に入り、漁業を取り巻く諸情勢は誠にきびしい。その中には水産業の振興を図るには、国や道の施策に呼応し恒久的な対策を樹てることが必要である。

昭和五三年度においては次のよ

仙法志漁組 一、六八〇千円  
沓形漁組 二、一〇〇台  
チエン振雑草駆除 一、一〇〇台  
沓形漁組 一、二〇〇千円  
チエン振設置事業 一、二一〇千円  
仙法志漁組 三〇〇台  
沓形漁組 二、二〇〇千円  
チエン振雑草駆除 一、六〇〇台  
沓形漁組 一、六〇〇千円  
仙法志漁組 三五台  
七七〇千円

(5) (4)	石返し事業 仙法志漁組 一、五〇〇m <sup>2</sup> 一、八〇〇千円
(3) ハ	コンブ養殖施設設置事業 (道單) 七、五〇〇千円
イ	沓形漁組 五基 三基
ロ	仙法志漁組 七、五〇〇千円
カマボコ型	四、五〇〇千円
ボリコン漁礁	○アワビ、ウニ増産対策 アワビ移殖放流事業 (道單) 三六、〇〇〇粒
八基	沓形漁組 四、三三〇千円
漁業近代化促進対策	柴ウニ移植放流事業 三六、〇〇〇粒
町において利子補給	仙法志漁組 三六、〇〇〇粒
調査、研究事業	四、三三〇千円
船揚場整備事業	三、四八〇千円

(2)	御崎漁港捲場施設工事 二、九〇〇千円
沿岸漁場造成事業	神居第一船揚場整備工事 五、〇〇〇千円
人工礁漁礁造成事業 (公共)	コンブ養殖施設設置事業 (道單) 泉町船揚場整備工事 二、二九〇千円
五年度からの継続事業で実施	（6）調査事業 アワビ種苗移植放流効果 (標識放流 二、〇〇〇粒) タコ標識放流 一、三〇〇尾
二年目	柴ウニ浅海移植放流 五〇〇粒



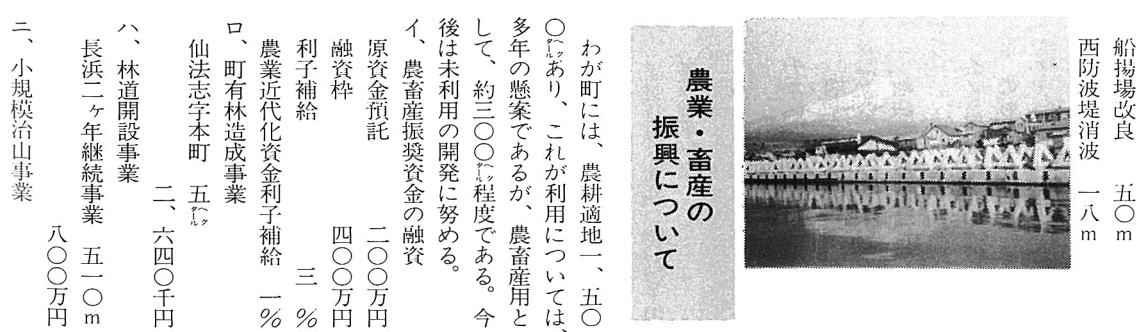
(2)	中小商工業の振興を図るため次の ような施策を実施する。
沿岸漁場造成事業	イ、商工会への育成指導 商工会への補助 四〇〇万円
人工礁漁礁造成事業 (公共)	ロ、中小企業への融資 町の原資預託 一億二〇〇万円
五年度からの継続事業で実施	融資枠 一億二〇〇万円
二年目	ハ、利子補給 補給率三%



(2)	時就航に適しないので、経営者 側、離島航路整備会社、海運局と も協議を重ね、維持改善に努めた い。
沿岸漁場造成事業	北防波堤の完成 船揚場造成
人工礁漁礁造成事業 (公共)	港内の浚渫、西防波堤改良 事業費総額で四億円を超える。 (うち町費負担 三七、〇〇〇千円位)
五年度からの継続事業で実施	なお、当町独自にて地元民の要 請にこたえて実施を要す。
二年目	この航路は、小樽、利礼間を 結ぶ生活航路であり、両島民の 生活必需品の供給及び消費物価 に及ぼす影響は極めて大きいが 現在就航の第五むろと丸は荒天 結びつく事業について概略的に 述べたが、漁業後継者の育成確保 のことにつき、磯舟の交付、花嫁 運動 (仲人謝札)、水産クラブ育 成事業などを考えていく。

(2)	わが町には、農耕適地一、五〇〇ha あり、これが利用については、 多年の懸案であるが、農畜産用と して、約三〇〇ha程度である。今 後は未利用の開発に努める。
沿岸漁場造成事業	イ、農畜産振興資金の融資 原資金預託 二〇〇万円
人工礁漁礁造成事業 (公共)	融資枠 四〇〇万円
五年度からの継続事業で実施	利子補給 三 %
二年目	○ 第一種仙法志漁港整備工事 南防波堤 二八〇m 暗礁除去 一、五〇〇m の施工

(2)	○ 第一種仙法志漁港整備工事 西防波堤 二四m 北防波堤 三三m
沿岸漁場造成事業	○ 第一種南防波堤 四〇m の施工 車突堤 二二m
人工礁漁礁造成事業 (公共)	○ 第一種新湊漁港整備工事 長浜二ヶ年継続事業 五一〇 万円
五年度からの継続事業で実施	ハ、林道開設事業 二、六四〇千円
二年目	農業近代化資金利子補給 一 %





ホ、予防治山事業  
蘭泊（高松の沢）  
ヘ、復田治山事業  
蘭泊（共通橋上）  
神磯 谷止工 一五七m  
床固工 四四五m<sup>2</sup>  
谷止工 一九八m<sup>2</sup>  
護岸工 一一〇m<sup>2</sup>

本町（セバウン川）  
床固工 三〇七m<sup>2</sup>  
ト、防風林造成事業  
榮浜 防風工 一、一七〇m  
植栽工 一・七五m<sup>2</sup>  
チ、雪崩防止林造林事業  
長浜防止工事  
植栽 二〇・二m<sup>2</sup>  
防止柵 一〇〇m  
元村防止柵 六〇m  
リ、保安林改良事業  
富野 改植  
栄浜 防風工 改植  
久連 防風工 改植  
又、保育事業  
富野 栄浜



### 土木建設事業について

土木工事については次のとおり  
実施する。

○町道関係  
イ、種屯内北浜五線改良

三三〇m

ロ、仙法志鬼脇線特殊改良四種

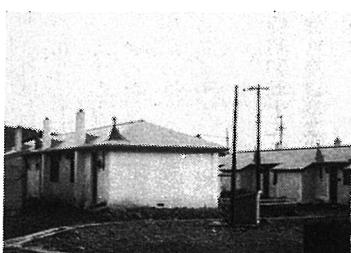
工事 二四三m  
ハ、種屯内北浜五線特殊改良四種工事 一七〇m  
二、日出一号線舗装工事 一二八m

（以上当初予算計上）  
(1)防雪柵設置工事 一三〇m  
(2)雪寒地域建設機械整備事業  
(ロータリー除雪車)  
○その他側溝新設、流末処理施設の整備、維持補修については緊急度などを考慮し財政の許す範囲内において施行することとして当初予算に計上した。

○稚内土木現業所関係  
イ、沓形、仙法志、鶴泊線道路  
改良工事（久連地内）

六〇〇m  
ロ、仙法志、鬼脇線道代行道路  
改良工事（神磯地内）

ホ、新湊、栄浜線舗装工事  
(新湊第一地区) 二二〇m  
ヘ、神居線海岸道路舗装工事 三九〇m  
ト、仙法志中仙道舗装工事 二七一m  
チ、種富町畠線新設工事



○公営住宅の建設工事  
建設箇所  
利尻町沓形字泉町を予定  
第二種公営住宅一棟八戸  
一戸当り約一九坪

○仙法志除雪センター建設工事  
鉄骨造 九七、二m<sup>2</sup>

改良四種工事（久連地内）  
二、沓形、仙法志、鶴泊線災害  
防除工事（蘭泊地区）  
ホ、東利尻、利尻線交通安全施設（歩道）整備工事（新湊地内）  
ヘ、沓形、仙法志、鶴泊線交通安全施設（歩道）整備工事（神居地内）  
ト、政治地区急傾斜地 二七m  
チ、タネトンナイ川砂防工事  
（要望中）

### 国民宿舎の運営について

わが国経済の低成長下にあって長期化している不況は、国民のレジャーに対する志向を縮少させ、北海道は勿論、利尻、礼文においても昭和四五年をピークとして観光客の入込みも下降線をたどり、本年度においても入込みの上昇は期待出来ず、経営にあたっては極力諸経費の節減を図り、独立採算を目途として健全な休養施設としての機能を發揮するよう努めたい。



### 碎石事業について

昭和五二年度の碎石事業は予想以上に島内外の需要が増大し、創業以来の好況を示したが、更に本年度は国道の公共投資の拡大に伴い、需要の伸びが期待されるので、次のような事業計画に基づき実施し、安全第一主義で実効をあ



〔資本的収入及び支出〕

収入 六百十四万二千円

支出 一千四百四十四万二千円

他会計からの補助金

五百二十九万六千円

## ◎昭和五十三年度利尻町国民宿舎

## 特別会計予算

歳入・歳出予算の総額七千八百九十万円とするものです。

## ◎利尻町監査委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

利尻町監査委員の報酬及び費用

弁償条例「昭和三十三年条例第十六号」の一部を次のように改正するものです。

これは報酬の改定で、議会選出の委員現行十一万円を十二万一千円に、知識経験者からの委員現行十八万七千円を二十万五千円にそれぞれ改定するものです。なお報酬は年額です。

## ◎特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例昭和四十九年条例第二十号」の一部

を次のように改正するものです。  
これは、報酬の改定で次のように改定されます。

これは、報酬の改定で次のように改定されます。

職名	報酬額	職名	報酬額
教育委員会委員長	円 年額 205,000	防災会議委員	円 日額 3,300
" 委員	" 165,000	青少年問題協議会委員	" 3,300
自治会長	" 51,000	公民館運営審議会長	" 3,800
民生児童委員総務	" 51,000	" 委員	" 3,300
" 副総務	" 45,000	碎石事業運営協議会長	" 3,800
民生児童委員	" 42,000	" 委員及び参与	" 3,300
交通安全指導員	" 11,000	保健福祉館運営委員会委員長	" 3,800
選挙管理委員会委員長	" 72,000	" 委員	" 3,300
" 委員	" 66,000	ユースホステル運営審議会長	" 3,800
交通安全推進員	" 84,000	" 委員	" 3,300
公平委員会委員長	日額 3,800	公務災害補償認定委員会委員長	" 3,800
" 委員	" 3,300	" 委員	" 3,300
農業委員会委員長	" 3,800	特別職報酬等審議会長	" 3,800
" 委員	" 3,300	" 委員	" 3,300
固定資産評価員	" 3,300	交通安全推進協議会委員	" 3,300
固定資産評価補助員	" 3,300	心配ごと相談員	" 3,300
固定資産評価審査委員会委員長	" 3,800	総合研修センター運営審議会長	" 3,800
" 委員	" 3,300	" 委員	" 3,300
社会教育委員会委員長	" 3,800	体育指導委員	" 3,300
" 委員	" 3,300	国民宿舎運営委員会委員長	" 3,800
選挙長投票開票管理者	" 5,000	" 委員	" 3,300
投票開票立会人	" 4,000	明るい選挙推進協議会長	" 3,800
国民健康保険運営協議会委員長	" 3,800	" 委員	" 3,300
" 委員	" 3,300	表彰審議委員会委員	" 3,300
港湾審議会長	" 3,800	公務災害補償審査会長	" 3,800
" 委員	" 3,300	" 委員	" 3,300
漁港審議会長	" 3,800		
" 委員	" 3,300		
民生委員推薦会委員	" 3,300		

## 利尻町立保育所に関する条例徵収金基準額改定資料

現行	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分				措置児童1ヶ月の徵収金額
	階層区分	定義			
A	A 1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）			円0
	A 2	A 1階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯			
B	A階層を除く前年度分の市町村民税又は所得税課税世帯				3,000
C	B階層の属する世帯から2人以上の児童が入所している世帯（2人目以降の児童につき）				1,500
改正	各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分				徵収金基準額（月額）
	階層区分	定義			
	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）			0円
	B	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯			0
	C <sub>1</sub>	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税世帯	前年度分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）		3,000 (1,500)
	C <sub>2</sub>		前年度分の市町村民税のうちの所得割課税世帯		3,600 (1,800)
	D	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯			4,700 (2,350)

(注) 徵収基準額の欄の括弧内の数値は同一世帯から2人以上の児童が入所している場合における。その2人目以降の児童に適用される基準額である。

◎利尻町立保育所条例の一部を改定する条例

四年条例第二十三号の一部を次のように改定するものです。

◎利尻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

利尻町手数料徴収条例昭和三十二年条例第六号の一部を次のように改定するものです。

◎利尻町船場管理条例の一部を改正する条例

利尻町立保育所条例「昭和四十

年条例第二十三号」の一部を次のように改定するものです。

利尻町簡易水道事業給水条例「昭和四十七年条例第十三号」の一部を次のように改定するものです。

利尻町手数料徴収条例「昭和三十二年条例第六号」の一部を次のように改定するものです。

用 途	料 金	基 本 料 金		超 過 料 金 1 立 方 米 に つ き		要 摘	
		基 本 水 量	料 金				
			現 行	改 正	現 行		
専 用	家 事 用	10立方メートルまで	円 900	円 1,000	円 90	円 100	
	団 体 用	20 "	1,800	2,000	90	100	
	営 業 用	20 "	1,800	2,000	90	100	
用 途	営 業 用	20 "	1,800	2,000	45	50	
	浴 場 用	100 "	5,200	5,200	45	50	
	船 舶 用	1 "	150	150	—	—	
栓	臨 時 用	1 "	150	150	—	—	

第項 二 条 第一	「3」住民基本台帳の写 現行70円を100円に改めるものです。 同項その他第1号の次に次の1号を加えます。	「3」小売販売業者に対する米穀類購入量割当手米 1件につき 300円
--------------------	---	---------------------------------------

別表を次のように改正します。

第七条 町長は、施設の整備が完了した時は、その施設を施設の管理者に譲渡することができる。

〔譲渡〕

第七条 第七条を第八条とし、第六条の次に次の1条を加える。

〔2〕施設の管理者は、第五条に規定する使用料を施設の維持管理及び運営の費用にあてることができる。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の1条を加える。

◎利尻町船場管理条例の一部を改正する条例

利尻町船場管理条例「昭和四十三年条例第十七号」の一部を次のように改定するものです。

「維持・管理」

第六条 町長は、漁業協同組合「以下「施設の管理者」という」に施設の使用許可・使用料の徴収及び維持管理をさせることができ



**利尻町船揚場管理条例に関する条例  
船揚場使用料改定資料**

現 行				改 正				備 考	
区 分		料 金		備 考	区 分		使 用 料		
		組合員	組合員外				6ヶ月	1年	
いそ舟		円 300	円 450	年 間	いそ舟		円 650	円 1,000	
動力船	1トン当たり	800	1,200	年 間	和 船		1,300	2,000	漁港及び 港湾を使用して いる漁船は のぞく
		300	450		長 期	1トン以上 3トン未満	1,950	3,000	
		150	250			3トン以上 5トン未満	2,600	4,000	
				短 期	動 力 船	5トン以上 10トン未満	4,500	6,900	

**捲揚機使用料改定資料**

現 行				改 正				備 考		
区 分		料 金		備 考	区 分		使 用 料			
		組合員	組合員外				上下架1回につき			
いそ舟		円 200	円 300	1 回	和 船	1 隻	円 1,000	10日を超えるものについて は超えた日から1日につき 1トン当たり10円の滞船料を 加算する。		
動力船	1トンあたり	300	450	1 回	動 力 船	1 トン	1,500			

名 称	位 置
泉町船揚場	利尻町沓形字泉町33番地地先海浜地
神居第1船揚場	利尻町沓形字神居 151 番地地先海浜地
御崎漁港捲揚機	利尻町仙法志字御崎 166 番地の 4



別表に次の三件を加える。

◎利尻町船揚場設置条例の一部を  
改正する条例  
利尻町船揚場設置条例「昭和三  
十九年条例第二十二号」の一部を  
次のように改正するものです。

## 町道路線の廃止

認定番号	路線名	起 点	終 点	延長	備考
76	種屯内北浜3線	利尻町沓形字種富町182番地	利尻町沓形字種富町107番地	m 202.7	
78	種屯内北浜4線	利尻町沓形字種富町145番地	利尻町沓形字種富町108番地	322.6	
86	種屯内海岸道路	利尻町沓形字新湊231番地	利尻町沓形字種富町135番地	526.3	
98	美也古呂北浜3線	利尻町沓形字新湊152番地	利尻町沓形字新湊46番地	181.1	
101	日中海岸道路	利尻町沓形字新湊36番地	利尻町沓形字栄浜24番地	977.1	

◎町道路線の廃止について  
道路法「昭和二十七年法律第八十号」第十条第三項の規定に基づき、町道の路線を次のように廃止するものです。

◎町道路線の変更について  
道路法「昭和二十七年法律第八十号」第十条第三項の規定に基づき、町道の路線を次のように変更するものです。

この条例は公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用するものです。

◎町道路線の認定について  
道路法「昭和二十七年法律第八十号」第八条第二項の規定に基づき、町道の路線を認定する。

◎利尻町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
利尻町職員の特殊勤務手当に関する条例「昭和四十四年条例第八号」の一部を次のように改正するものです。

第一条第一項中第十号の次に次の二号を加える

〔1〕・潜水作業手当

円に改定

第十三条を第十四条とし第十二条を第十三条とし第十二条の次に次の二条を加える。

潜水作業手当

第十二条 潜水作業手当は、水産課に勤務する職員が、水産試験調査等により、潜水器具を着用して潜水作業に従事したときに支給する。  
〔2〕 前項の手当の額は、日額千円とする。

◎利尻町国民年金印紙調整基金条例の一部を改正する条例

利尻町国民年金印紙調達基金条例「昭和四十四年条例第十号」の一部を次のように改正するもので、第一条中の「百五十万円」を「四百万」に改めるものです。

◎育児休業に係る給与等に関する  
条例の一部を改正する条例

育児休業に係る給与等に関する  
条例 第二十九条の一部を次のように改正する

号の一部を次のように改正する  
ものであります。

附則第一項の次に次の二項を加  
える。

「2」当分の間、育時休業の許可を  
受けた職員には、育児休業の期間  
中、育児休業給を支給する。

「3」育時休業給の月額は、給料の  
月額に、地方公務員等共済組合法  
昭和三十七年法律第百五十二号

第百四十二条の規定に基づき  
定められる割合を乗じて得た額を  
合計した額とする。

◎寄附採納について

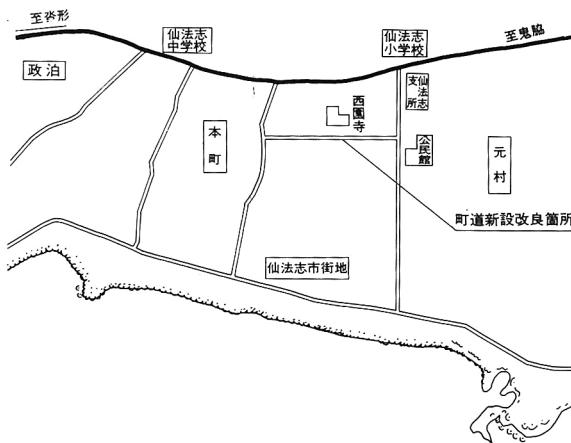
昭和五十三年二月十三日、利尻  
町仙法志字本町九十九番地、西円  
寺代表役員、桂但蓮氏及び責任總  
代・伴安蔵氏から別紙のとおり負  
担付きの寄附の申し入れがあつた  
のでこれを受け入れることにつき

地方自治法第九十六条第一項第八  
号の規定によって議会の議決を求  
めるものです。

◎寄附物件 不動産「土地」

利尻町仙法志字本町九十九番地  
の一  
宅地 約二百五十二平方米

## 寄附申込み附近の略図



利尻町仙法志字本町百三番地  
宅地 約百二十平方米

◎寄附の目的及び条件

町道用地として寄附し、町道新  
設改良すること。

◎利尻町財政調整基金の設置・管  
理及び処分に関する条例の一部を  
改正する条例

利尻町財政調整基金の設置・管  
理及び処分に関する条例 昭和四  
十四年条例第九号の一部を次の

よう改訂するものです。

第二条中「一般会計」の次に「及  
び特別会計」を加える。

◎請願第一号

「韓國漁船操業に関する請願書」  
これを採択し、関係機関への規制  
措置を要求することになったもの  
です。

井田鹿之助氏  
利尻町仙法志字本町九番地  
明治三十七年四月一日生  
て  
利尻町仙法志字本町九番地  
遊歩道並びに展望休憩小屋の  
建設及び御崎公園各地の整備につ  
いて」の件は、閉会中の委員会に  
付託し、継続審査となりました。

員に推薦されました。

◎閉会中の継続審査の申出につい  
て

「遊歩道並びに展望休憩小屋の  
建設及び御崎公園各地の整備につ  
いて」の件は、閉会中の委員会に  
付託し、継続審査となりました。

◎請願第一号

「韓國漁船操業に関する請願書」  
これを採択し、関係機関への規制  
措置を要求することになったもの  
です。

## 昭和五十三年度 利尻町教育行政執行方針



長 島 光 男 教 育 小 委 員

### 学校教育

今年度より学校教育の内容が少  
し変わつてまいります。

具体的に申し上げますと、国で  
定める小中学校の「学習指導要領」  
が改められ、小学校は昭和五十五  
年四月から、中学校は昭和五十六  
年四月一日から施行されます。理  
由は戦後の新教育が始まってから  
三十年余たつて、その間に昭和三  
十三年と昭和四十三年の二回にわ  
たり、「学習指導要領」の改訂が  
ありましたが、其の後更に社会事  
情は大きく変わっており、現在で  
は「人間性の喪失」は基礎学力の  
低下、「知育偏重」など多くの問  
題も生じております。

今回の「学習指導要領」の改訂  
は、そつしたことから戦後の教育  
のため教員ひとりひとりの専門

の総反省にたつて、ひと口で言つ  
と——単なる知識の伝達だけでな  
く、自ら考え、正しく判断出来る  
力をもつ児童・生徒の育成——と  
いうことを重視しながら、次によ  
うなねらいを持っています。即ち  
(1)人間性豊かな児童・生徒を育  
てること。  
(2)ゆとりのあるしかも充実した  
学校生活が送れるようにする  
こと。  
(3)国民として必要とされる基礎  
的・基本的な内容を重視すると  
共に、児童・生徒の個性や能  
力に応じた教育が行われるよ  
うにすること。

利尻町の小・中学校にあつては、  
このようないくつかの新しい学習指導要  
領を基準にし、更に道や宗谷管内  
の重点、利尻町の推進計画を指針  
とし、小学校は昭和五十三年度  
昭和五十四年度の二年間、中学校  
は昭和五十四年度、昭和五十五年  
度の二年間、学校事情も十分考慮  
した教育課程の移項措置が実施さ  
れ、それとともになつ校経営が行  
なわれるになります。またそ  
のため教員ひとりひとりの専門

性を高めるため、研修の充実にも努力してまいりたいと考えます。

次に教育諸条件の整備ですが、沓形中学校・仙法志中学校の屋内運動場の改築をはじめ、仙法志中学校のグランド・沓形小学の暖房等の大きな工事のほか、各小・中学校校舎の維持補修・教材教具の補充・教職員住宅の整備等にも力を入れてまいりたいと考えます。

利尻町の昭和五十三年度の学校教育推進計画による重点は次のとおりであります。

#### ○重 点

- 1 研修の資的向上を目指し、研究体制の確立を図る。
- 2 創意を生かした教育課程を編成し、豊かな人間性を育てる教育活動を推進する。
- 3 自主性・創造性を育てる学習指導の充実に努める。
- 4 子どもの理解を深め、豊かな心情を培い、実践力を育てる生徒指導の推進に努める。
- 5、生命を尊び、強い身体を育てる健康安全指導の充実に努める。



- 基本方針  
住民ひとりひとりが、生涯にわたりあります。

## 社会教育

近年の変化の激しい社会情勢、経済事情の中において、町民ひとりひとりが、絶えずそれぞれの年代、或いは、地域や職場・グループでの、地域に根ざした自主的・継続的な活動や学習が必要であります。

そのことによって人間性豊かな住みよい社会が生まれ、住民参加の下に、望しい町づくりが進められてゆくことは申すまでもありません。

我が利尻町の社会教育も、そうした生涯教育の観点にたった町民の自主的な活動の促進、青少年や成人のスポーツ振興それに本年度は、文化活動や文化財の保護・保存にも力を入れてまいりたいと考えます。

施設の整備については、スキー場・スケート場・グランド等のほか、博物館開設のための準備にも努力したいと考えます。

利尻町の昭和五十三年度の学校教育推進計画による基本方針目標は、次のとおりであります。



- 1、生涯の各時期にわたる学習の場の充実・促進に努める。
- 2、住民の健全な心身をつくるための地域ぐるみの社会体育推進に努める。
- 3、地域に根ざした文化活動の推進に努める。



たり生活課題や地域課題を自ら解決出来る自主的で創造的かつ意欲的な人間づくりを基調として、社会教育行政及び社会教育施設の機能を最大限に發揮して、住民・行政・関係機関及び団体が一体となつた社会教育を推進する。

○推進目標  
1、生涯の各時期にわたる学習の場の充実・促進に努める。

2、住民の健全な心身をつくるための地域ぐるみの社会体育推進に努める。

3、地域に根ざした文化活動の推進に努める。

## 一般質問

今議会の一般質問は、町村、加藤、中川原、高島、関の各議員が行ないました。その質問、答弁の要旨は次のとおりです。

### 質問

#### 1 展望台周辺に新設されたスキ

一場一円は、急坂で可成の登坂距

離があり、青少年はじめ一般の利

用者が極めて少ないので、リフト

がないためと考えられるのでリフ

ト建設の考えはないか。

#### 2 道々利用の効率化のため是非

バイパス道路の新設を考えるべき

ではないのか。特に最近の道路状

況は輸送量の拡大と大型車輛の増

加に伴い道路の狭隘もあって交通

事情は著しく悪化しつつある。交

通事故防止のためにも是非検討さ

れたい。

#### 3 二〇〇海里の線引き以来、外

来船の入港が多く、沓形漁組冷蔵

庫はこれらの魚で満杯となり、地

中でも検討すべきであり加えて加

工センタの新設は漁家経済の安定

に大きなものがあり、そのため

は技術の向上と指導の育成に努め  
ては先の議会においても要請し  
たが、いまだに取り上げていない  
のは如何なる理由によるものかお

聞かせねがいたいとの廃船の件に  
ついても、お聞かせねがいたい。

この趣旨にそようよう、一日も早く  
できるよう努力してまいりたいと  
思います。

町長2 バイバスの問題でありま

すが、バイバスをすることによつ  
て住民が利益を受けるものではな  
ければならないと考えますので、

我町としては、現在ある道路が非

常に不便になってきた時点で、こ

れを開発すると考えている訳で

ございます。

この要綱案によりまして、約四

ヶ年で全部整備を終りたいと言

うに、検討を進めたいと考えてお

ります。

町長3 加工センターと冷蔵庫の

大型化と言う問題でありますか、

このことはお説のとおりであります。

我町においても加工センターを

計画いたしましたが、実現の一歩

手前で維持、管理の面で取止めた

いきさつもござります。しかし、こ

れはあきらめた訳ではございませ

ん。これから計画をつくり、町當

は、ありません。

我町も実施する場合には、五十

四年度以降になろうかと思います。

雪のつもり具合等を十分にみき

めたうえで、どのような施設に

するかと言う計画を毎日のよう

にたてております。又、調べてみま

すと、ざつと計算しまして四千五

百万円ぐらいかかると思います。

これも、教育委員会や社会教育

関係の機関とも相談しまして、か

たまつた時点で議会の方にも、ご

相談申し上げないと考えます。

ますので、この点につきまして十  
分に検討いたしまして、凍結力や  
能力の高いものを是非つくりたい  
と、このように考えております。

助役4 町の方では經濟委員会に  
もおはかりいたしまして、利尻町

組合と何回にもわたって協議の結

果、この要綱案をつくった訳でござ

ります。

この要綱案によりまして、約四

ヶ年で全部整備を終りたいと言

うに、検討を進めたいと考えてお

ります。

町長5 岩礁燃破が主であり、町

も礼文町のごとき大型雑草駆除機

の開発導入を考えるべきと思うが

どうか。

この要綱案によりまして、約四

ヶ年で全部整備を終りたいと言

うに、検討を進めています。

町内全地区の船揚場を両漁業協

同組合とともに現地調査をしまし

て、進めてまいりたいと考えてお

ります。

それから廃船の方でございます

が、これも漁業協同組合と歩調を

あわせ、所有者に指導して一日も

早く処理して、船揚場の機能が完

全に発揮できるようにしたいと考

えております。

質問

#### 1 二〇〇海里時代に対応した沿

岸漁業の見直しは今こそ急を要し、

緊急な施策を講ずる時であると思

うが、北方圏に位置する利尻にお

いては根付漁業の豊凶こそ町の浮

沈にかかる大事であるので、漁場

造成こそ現在の大きな課題である

と思つ。  
礼文町においてはこの対策とし  
て水圧式大型雑草駆除機の開発に  
取組み内地メーカーを現地に招き、  
テストを行ない実用化に努力して  
いると聞いている。当町の雑草駆  
除の手段は岩礁燃破が主であり、町

も礼文町のごとき大型雑草駆除機

の開発導入を考えるべきと思うが

進めて行きたいとの答弁であつた。

私は広域行政の中で国営にして、  
国の補助をもらつよう進めていく  
べきと思う。私は広域行政の中で  
設置個所は他町でもよいと思うが  
町長は我が町に建設する考えはな  
いか。

答  
丁

**田長一**　（太井が水産、豊陽機の英太の）問題であります。が、できれば沿岸漁場の整備事業とあわせて、この機械を導入いたしまして成果をあげたいと、このように考えている訳でございます。

お説のように漁民の畠でこそあります。漁民も努力する必要はありますけれども、行政の面からもこう言つて問題を取り上げて、水産振興にいつそその力をつくしてまいりたいと考えております。

**町長2** 看護老人ホーム建設の問題であります。たゞ、我利尻町单独では難しいと存りますし、経営の面でも大変だと思います。それと、老人と言うのは、多病でありますので当然、医療機関の整備が問題に取上げられると考えられますので、これから三町と協議いたしまして、かかるべき場所へ建設する方向へむかって、なお検討を続けます。

## 質問

志のその後を比較されると、鬼脇と仙法志は色々な施設のある中で、一番喜ばれ観光客にも人気のあるのは史料館である。島内四つの地区で資料館のある地区は仙法志である。どうぞ仙法志を陽のあたる街に、そして観光客の足踏りとなるよう是非博物館を仙法志に建てほしいがどうか。

道路下水関係も九十五%以上の完成を見、いよいよ五十四年度より水

産振興の重点政策に取り組むことになる。その三つの柱の「うに」「あわび」「昆布」の増産対策による。それには、五十四年より年次計画をたて強力な推進を願つものである。

**町長2** 水産振興の問題であります。原案を出す前に内部的に町長や助役とも話し合いをしたいと思います。

いうことで町漁組が協力のもとに、国・道の御援助を受けながら毎年投資を行ない、沿岸漁民の収益の増大を期しているが、事業目標と結果が余り明確でないから漁民が将来に向つての生活設計が立てにくく、老齢化するほど生活不安をいだいて暮すことになる。そこで、(1)漁組組合員一人当り、(漁船漁業者を除く)の漁業收入

**答弁** 考えてもよいと思うかとづか、町長1 我町の水産振興につきましては、利尻町総合振興計画の中でも、又、構造改善計画の中でも大きく取上げて、あらゆる財源を犠牲にしても毎年多額の投資をして個人所得の増大を計画して実施しております。ただ、なかなか数字が出ていません。はじいたような結果が出ていて

卷之三

原案を出す前に内部的に町長や助役とも話し合いをしたいと思います。  
**町長2** 水産振興の問題であります  
が、たしかに根付漁業者年間一人当たりの所得が七十五万六千円と  
言つことで、なんとかしたいと言  
う気持でいっぱいです。  
是非これからは、二百万円平均  
程度の所得にふやしていきたいと  
施策をねつております。

いうことで町漁組が協力のもとに、国・道の御援助を受けながら毎年投資を行ない、沿岸漁民の収益の増大を期しているが、事業目標と結果が余り明確でないから漁民が将来に向つての生活設計が立てにくく、老齢化するほど生活不安をいだいて暮すことになる。そこで、(1)漁組組合員一人当り、(漁船漁業者を除く)の漁業收入

**答弁** 考えてもよいと思うかとづか、町長1 我町の水産振興につきましては、利尻町総合振興計画の中でも、又、構造改善計画の中でも大きく取上げて、あらゆる財源を犠牲にしても毎年多額の投資をして個人所得の増大を計画して実施しております。ただ、なかなか数字が出ていません。はじいたような結果が出ていて

質問

いうことで町漁組が協力のもとに、国・道の御援助を受けながら毎年投資を行ない、沿岸漁民の収益の増大を期しているが、事業目標と結果が余り明確でないから漁民が将来に向っての生活設計が立てにくく、老齢化するほど生活不安をいだいて暮すことになる。そこで、(1)漁組組合員一人当たり、(漁船漁業者を除く)の漁業收入

**答弁** 考えてもよいと思うかとづか、町長1 我町の水産振興につきましては、利尻町総合振興計画の中でも、又、構造改善計画の中でも大きく取上げて、あらゆる財源を犠牲にしても毎年多額の投資をして個人所得の増大を計画して実施しております。ただ、なかなか数字が出ていません。はじいたような結果が出ていて

しかるべき場所へ建てたいと言う

乱が関係ないと言いつ切れるであろう

乱

が関係ないと言いつ切れるである

**教育長** 1 博物館の建設を仙法志にとつことですが、この地域の

であります。しかるべき時期に、  
ございます。

なるような非行、事件の続発は種々の原因はあるが、教育界の混

両漁組の生産高であります、ウニは、四億七千万円、昆布は、三

億一千九百万円、アワビが八百キロの水揚げと言うことでござります。そして、昆布のしめる割合は三十九パーセントでございます。なお、昭和五十五年度までの計画を申し上げますと、一人当たり百三十三万円の所得を目標にしたいと思つております。その先の計画につきましては、最小限度二百万円を目標にして努力していきたいと思ひます。これから目標達成のため将来計画につきましては、質問者のご期待にそつよう、いつそつ努力をしてまいりたいと考えております。

**教育長2** 指摘されていることは、お説のとおりだと思います。そう言ったことで、第三次教育改革と言つことで、今年新しい学習指導要領によつて、教育過程が改善されづくられます。

それで今後は、我町内の教育各関係者が今日のこうしたこと、十分に理解しあつて、反省しあつて、協力しあつて強力に連けいプレーをとつて話合もし、進めてまいりたいと言つ計画をもつております。大きい問題ですが、さらにもう一歩でもよくするための努力をしてまいりたいと思います。

次に短大誘致の問題ですが、離島であるためにいろいろな不便さ

**3 出稼先の慰問**と視察について

はさきに、新聞紙上にのつた札文東利尻両町長の談話によれば、先

や困難があると思いますが、稚内市とともに今後はいろいろ調べてみて、できるだけ努力をしたいと考えます。

**助役2** 保育所につきましては、児童福祉法の七条の福祉施設の一環で施設しているものであります。教育する場ではない訳です。

幼稚園の方は、学校教育法に規定されておりまして、教育するんだと言つ規定がされ、一年間の教育日数も二百二十日以上とされています。

ですからお説のよう、幼稚から高校までの一環教育となりますと、私は幼稚園の設置が近い将来必要でないかと考えております。

**質問**

**1 住民との対応についてお聞きしたいが、役場職員の公僕としての人格養成をたかめるため、その指導の強化を図つているのか、いないのか。**

**2 町内病院、診療所に通院する患者に対してバス運賃の大額な助成を考える事態に直面していると思つがどうか。実施する考え方など**

**助役1** 住民との対応につきましては、議会でも何回も指摘を受けております。そこで、職員の教育等につきましては、町自体でもやつておりますし、道の町村会・宗谷町村会・北海道自治研修所等の研修もござります。

この問題につきましては、今後とも言葉の使い方、親切ていねいで、笑顔で応対すると言つことを十分に職員ともども配慮し、特に電話のかけ方については、十分に注意するようにしたいと考えております。

**教育長4** 指摘のように、救急のためにも小屋が必要なことは、そのとおりだと思いますので、長たしかに喜こばれることは、まちがいない訳です。ただ、こう言う助成を公費ですると言つことに問題があると考えますので、しばら

き行き不安であるとの見解から、今後の対策を新しい決意で、しかも前向きで事業実施を図ると言明しているが、我が町の対応はのんびりムードのよう思われる。もう一度詳細に現地の状況と今後に処する決意があればお聞かせねがいたい。

**4 スキー小屋の建設について**

休憩は勿論であるが、救急的な事態も考えあわせて、必要欠かせないものであると思うがどうか。

**答弁**

**助役3** 出稼先の慰問でございますが、十日間の日程で議長さんと民生課長の三人で出発した訳です。そつしまして、各現場をまわり現場の視察と懇談をしてまいつた訳でございます。仕事の内容にしましても危険性も少なく、賃金等の不払もなく、皆さん元気で頑張つて働いておりましたことを、ご報告しております。

今後は、冬期間の仕事が是非必要であると考えます。なんとかして冬期間の収入の道を開きたいと考えております。そのためにも両地区のセンターにおける、ウニアワビの人工さいびょう等については、絶対に成功させたいと言つて、いきごみで努力し、頑張るつもりでおります。

**町長2** このことは実施すると、たしかに喜こばれることは、まちがいない訳です。ただ、こう言う助成を公費ですると言つことに問題があると考えますので、しばら

くこの問題はおあずけにしていたもののを必ず今年の秋までにはくるよう努力致します。

## 行楽期の犯罪を防せごう!!

- 外出するときは、戸締りの点検を忘れずに
- 玄関、窓には、主錠のほかに補助錠をつけ、アキスなどの侵入を防せぎましょう
- 暗い夜道を女性の1人歩きは危険です。明るい人通りの多い道を歩きましょう

昭和53年度予算決まる

総額22億2,042万円

## 昭和53年度一般会計当初予算の構成

## 昭和53年各会計別予算

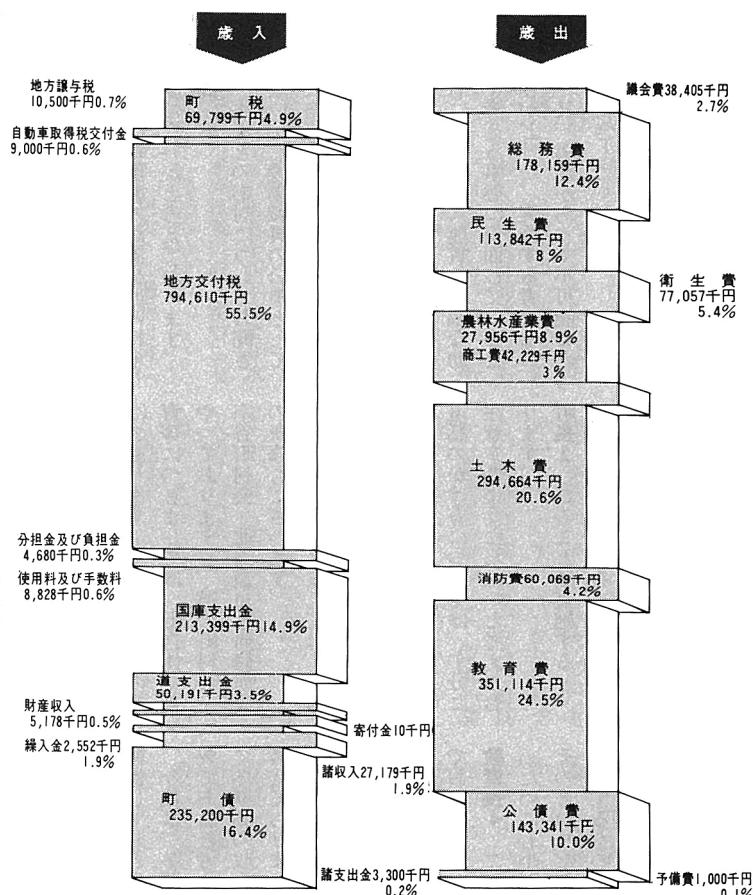
(単位 千円)

会計別	予算額
一般会計	1,431,136
特別会計	国保事業会計 203,169
	国保施設事業会計 234,362
	簡易水道事業会計 58,510
	国民宿舎事業会計 78,900
	碎石事業会計 214,170

## 町 税

(単位 千円)

税目	税額
町民税(個人)	31,192
" (法人)	4,577
固定資産税	16,007
軽自動車税	362
たばこ消費税	14,879
電気税	2,582
合計	69,799



歳入合計 1,431,136千円

歳出合計 1,431,136千円



## 自衛官募集

## ◎ 2等陸士

○身分…国家公務員・特別職

○待遇…初任給：俸給月額83,700円

・現物給与（衣食住）：約37,000円

・ボーナス：年2回約5ヶ月分

・退職金：1任期目 315,333円

○受付…利尻町役場(電話01622-4-2345) または、自衛隊旭川地方連絡部稚内募集中

事務所(電話01622-3-2721)で當時行っております。

## ◎ 2等海士

## ◎ 2等空士



# 「新入学(園)児の交通事故防止」

## “新入学(園)を 交通事故から守ろう。”

こどもは、とつさの場合に動作も鈍く、適切な判断ができません。自動車の運転者はこのことをよくつかんでおき、たとえ、こどもが予想外の行動に出たときでも事故を避けられるよう慎重な運転を中心避けましょう。

自転車の運転者はこのことをよくつかんでおき、たとえ、こどもが予想外の行動に出たときでも事故を避けられるよう慎重な運転を中心避けましょう。

### ◎こどもの特性を知ろう

○狭い道路や、見とおしの悪い路地、止っている車の陰などから、急に飛び出しがある。

○車はいつでも止ってくれるものと思い、車のすぐ前で手を上げながら、飛び出すことがある。

○車の方を見ていても、遊びに夢中になつていたり、ほかのことに気を取られて車に気づかなかつたり、忘れてしまうことがある。

### ◎家庭でこどもに教えること

○道路を横断するときは、「止ろ、見ろ、待つ」の三つを守ること。

○信号機のあるところでは、信号が青になつても、他の車に気をつけること。

○急ぐときでも、止っている車の間から車道に飛び出さないこと。

○歩道のない道路を歩くときは、必ず道路の右側を歩くこと。

○きめられた通学・通園路を通るようには、急ぐときでも、ほかの通りに声をかけられたり、手を振つて

道路を通らないこと。

合図されると、いきなり車道へ飛び出す。

○通学や、通園バスの乗り降りには、きめられた安全な場所でバスを待ち、バスが完全に止つてから乗り降りすること。

○道路では、遊ばないこと。

### こわい幼児の

### 行動スタイル

#### 交通事故

子供の交通事故の中

には、大人ではとうてい考えられないような

カタチでおこる例がた

くさんあります。その

ほとんどが、子供の行

動の特性が原因となつたものです。

交通事故につながりやすい子供

の行動の特徴としては、次のよう

なものができます。

子供を交通事故から守るために

お母さんの方の参考になればと思いま

す。

「その一」一つのことに夢中に

なると、まわりの物が目に入らな

くなる。

「その二」

道路で夢中になつて遊んでい

て、車が近づいても気がつかない。

「その三」ボールを追つかけて、いきな

り車道に飛び出す。

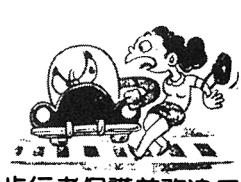
「その四」道路の反対側から、親や友達

に声をかけられたり、手を振つて

たり、入つて遊ぶ。

「その五」大きなダンボール箱にかくれ

### ● やめよう死につながる交通五悪!!



子供の交通事故には、いろいろな特徴がみられます。その主なものをあげてみますと――

子供の交通事故には、いろいろな特徴がみられます。

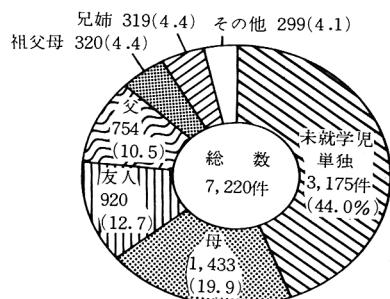
事故の発生しやすい時間は、下校時あるいは午後四時から六時までの時間が要注意です。

**自宅から半径50メートルが“危険地帯”**

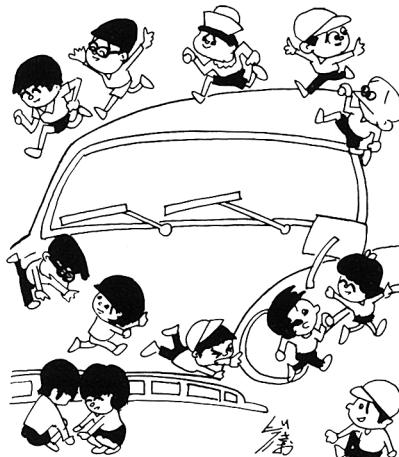
特に半径五十メートル以内が“危険地帯”です。低年齢の子供の事故は、自宅近くが最も多く、



### 未就学児の死亡、重傷事故の同伴者別状況 (昭和52年)



昭和52年度版警察白書より



### 1. 煙突、煙道は、次の事に注意をして下さい。

#### 利尻礼文消防事務組合火災予防条例 (抜萃)

##### (煙突及び煙道)

第6条 煙突及び煙道の位置及び構造の基準は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (6) 煙道の屋上突出部は、屋根面から垂直距離を60センチメートル以上とすること。
- (7) 煙突の高さは、その先端から水平距離1メートル以内に建築物の軒がある場合においては、その軒から60センチメートル以上高くすること。
- (8) 金属性、石綿製又は陶管性の煙突は、可燃物から30センチメートル(火床から1.8メートル以内にある部分は、45センチメートル)以上はなすこと。ただし、厚さ10センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆するか又はこれと同等以上の効力のある装置をし、火災予防上支障のない場合はこの限りでない。
- (13) 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分は、眼鏡石をはめこみ、又は遮燃材料で有効に被覆すること。

- (14) 眼鏡石は、壁体等の厚さ以上とし、かつ、穴の外周から壁体等までの幅は、煙突の内径が13.7センチメートル以下の場合は10センチメートル以上、13.7センチメートルをこえる場合は、煙突の内径以上とすること。ただし、火床から1.8メートル以内の部分に設ける場合は、煙突の内径の1.5倍以上とすること。

北国にとつては、長い冬も終り青葉、芽をふく春となりましたが、全国各地からは相次ぐ火災による焼死事故の暗い悲惨なニュースが流れています。せめて美しい利尻礼文からは、明るいニュースだけを送りました。これからは建築のシーズンいものですね!

さて、これからは建築のシーズン次的事を知つておき大工さんに指示して、せっかく造った貴重な財産は自分で守りましょう。又、新築に限らず、現在住んでいる自宅の火気設備を見直し、悪い個所は早急に改善して下さい。



### 利尻礼文消防事務組合 消防本部から火災予防



## くらしの 豆知識

○風呂に入れる水は、水圧が下がる夜中にチョロチョロ入れておけば、昼間ガードを入れるときの半分の料金で済む。

○しけたピーナツは、肉や野菜といつしょにいためものにするといいしくたべられる。

○以上はケチというより、くらしに必要な知恵のようなもので、まさに結構です。しかしこのはどうでしょ。

専門家はいふ。これがユーモアになるかどうか、いくつかならべてみましょ。

○黄ばんだスリップは、ティースパン五杯のインスタントコーヒーを煮たてて水洗いすると、きれいな薄茶にそまる。

○祝儀袋には金額だけ書いて渡す。相手は「そそつかしい人だ」と思つくらいのもの。

○ジョニ黒とサントリーの赤を半々にまぜる、香りはジョニ黒。お客様はジョニ黒を御馳走になつたと思つ。

○喫茶店のトイレで手を洗つとき、ツメの先に石ケンをためてくれば、一回分手が洗える。

○豆をとろ火でことこと煮ると、ガス代がかかりすぎる。煮たつたら火をとめ、マホウビンに入れてキッチリ栓をしておくと、一晩でふつくら炊けます。

○伝線しかけたストッキングは、無色のマニキュアをぬるとそれ以上伝線しない。

○たくさんの人が集まると、帰にはだれかが妙に履物を間違われるもの、そこでその防ぎ方として右と左の履物をばらばらに

置きます、探してまで間違っている人はいないでしょ。

○長距離電話をかけるときは、相手とコールの回数で合図をきめておけば、受話器をとらなくて用事は足りる。

○この辺まではまあまあというところですが、次のようになると並んで結構です。しかしこのはどうでしょ。

○一本の扇子を十年使うには、扇子を動かさないで顔を左右に振る。

○厚生省小児マヒを指定傳染病に決定「昭34」

4月1日 新会計年度始まる 工業プロリフルール 煙草專売法公布「明37」 売春防止法実施「昭33」

4月2日 図書館記念日 新五百冊札発行「昭26」

4月3日 聖徳太子憲法十七条を制定「昭28」

4月4日 征台の役 N A T O 創設される

4月5日 第一回知事、町村長選挙行われる「昭23」 第34回世界卓球選手権大会で、河野満選手優勝「昭52」

4月7日 世界保健ア一 最低賃金法成立「昭34」

4月8日 花まつり、借地法、借家法公布「大10」 当用漢字、約二千を定む「昭2」

4月9日 日航もくせい号伊豆大島に墜落「昭27」

4月10日 婦人週間始まる。競馬法公布「大12」 皇太子殿下御結婚「昭34」

4月11日 江戸無血入城「慶応4」

○減るものはなんでも自分のものは使わない。クギを打つとき金メートル法公布記念日 マツカ一サ一解任される「昭26」

4月13日 水産デー 間宮林蔵権太探検に赴く「文化5」 石川啄木死去「明45」

4月14日 ポスト愛護週間 種痘法公布「明42」

4月15日 公職選舉法公布「昭25」 東京横浜間電報開始「明3」

4月17日 下関条約調印「明28」 アメリカ独立戦争始まる

4月19日 征台の役 N A T O 創設される

4月20日 通信記念日 航空郵便傳染病に決定「昭34」

4月21日 財ケ岳の戦

4月22日 ブラジル発見される

4月23日 寺田屋事件

4月24日 横浜桜木町で電車突上

4月25日 市町村制公布「明21」 本州、四国連絡橋ルート内定「昭52」

4月26日 加盟「昭39」

4月27日 孔子祭り「東京湯島天皇誕生日 第一回文化勲章授与「昭12」

4月28日 象、日本に渡来 日本銀行開業 日本 O E C P に正式加盟「昭39」

4月29日 天皇誕生日 第一回文化勲章授与「昭12」

4月30日 日清条約締結「明6」

ヅチは隣から借りて使つ。  
住民課住民係

季節の話題

## !!スポーツの開幕!!

春の訪問はスポーツ行事の開幕でもあります。高校選抜で始まる争球ノーマン、お寺らか

ねプロ野球が長丁場のスタートを切ります。茶の間でもそれぞれのファンや評論家の予想に夢中になつて論議をよぶことでしょう。

陸上など陣容を立て直し、練習になることではあります。一などのチームワークより地についた配慮で、コタマリ起きないようなフェアなお願いしたいものです。

じての猛  
い。 バレ  
らしたバスタオルをあててアイロ  
ンをかけると、元どおりになります。  
天気のよい日に行なつてください。

★畳にこぼした粉は

十一

ご存じでしようが!!

机や椅子の高さは  
身長に合せる

いよいよ  
新学期に入りました

が、新入学や進学のお子さんたちがおありの御家庭では、勉強用の机や椅子を用意されることでしょ  
うが、机とか椅子は、座高や身長に釣合いかどといい姿勢を悪くするばかりでなく、健康にも

$$\text{机の高さ} = (\text{座高} \times \frac{1}{3} - 1) + \text{椅子の高さ}$$



あなたと保健室

皆さんは、結核という病気を御存知ですね。症状としてはせき、たん、血だん、発熱、寝汗、食欲がなくなる、胸痛、背痛、肩こり、からだがだるい、体重減少、かつ血、等があります。

菌を出さない。しかしレントケン検

もたれた人の中には、一度感染して自分の力で自然に治っていたという人も含めると、このような人が、全地区に発見されました。

料などの地区で受けても良い、申込みをしなくて良い、時間がかかるなど、特典があり、しかも自分の為になるというものです。御家族、隣近所、仕事場の人達とさそいあわせて必ず受けましょう。

畳にこぼすと、はいても、掃除機を使つても、白いものが残りお手あげですが、塩をまいてはき集めたあとは、ほうきの柄で畳をとんとんとたたくと、目の間から出てきますので、これにも薄く塩をまいてとります。

安心出来ないという事がわかります

をすると 治りも早いし 菌を出  
す事ないので、他の人にうつす  
事もありません。

年令	総数	男	女
総数	10	10	
30~34	10		10
35~39	7	7	8
40~44	7	7	6
45~49	7	7	6
50~54	7	7	8
55~59	8	6	9
60~64	8	7	
65~69	9	7	
70~74	9	7	
75~79	8	7	
80以上		10	

今は、昔とは違い、栄養状態も良くなつたし、結核菌に良く効く薬も沢山出てきたし、皆さんが結構無くなつて努力された事もあって、結核の患者さんは本当に少くなりました。しかし無くなつては、昔の菌より色々な薬に効きにくいものが出てるのです。では、今の結核の状態を見てみましょう。全国の状態で見ると、結核による死亡順位は、次のようになつていています。

は、昔の菌より色々な薬に効きにくいものが出ているのです。では、今の結核の状態を見てみましょう。全国の状態で見ると、結核による死亡順位は、次のようになっています。

保健婦 原田記

## まず、友達づくりを

これまで家庭の中で、「お山の大将」をきめ込んでいた子供たちも、幼稚園や学校に入ると周囲は見知らぬ顔ばかりです。しかし、友達づくりは急速に進みます。一日も早く友達をつくることが、子供たちにとって通園・通学をより楽しいものにする第一の秘けつです。



自己主張の強い子は協調性に欠けるところがあり、集団の遊びになじめず、すぐけんかをはじめたりします。また、口の重い子とかけをしては、母親はそれとなく手助けをしてあげ、一日も早くみんなと一緒に遊べるように導いてやってください。

神経質な子供は、集団生活のなかでがまんすることがなかなかできません。こういった性格の子供に対しては、母親はそれとなく手助けをしてあげ、一日も早くみんなと一緒に遊べるように導いてやってください。

たとえば行き帰りの道も、近所の友達や上級生といっしょに行動させるなどして、集団生活のルールを身につけさせるのもよいでしょう。

### 約束や規則を守る 子に育てよう

近くに同じ年ごろの子供がいなかつたり、適当な遊び場所がなかつたりすると、子供はどうしても家にとじこもりがちになります。外に連れ出して一緒に遊んでやるとか、友達を見つけてやるよつて心がけたいものです。また逆に、

幼稚園や学校には、集団生活のきまりがあります。家庭では許される依頼心や甘えも、これからは通用しません。みんなで決めた約束やルールを守ることは、社会生活をしていくうえでの第一の基本です。幼稚園や学校は、子供にと

自分の家に友達を呼ぶなど、積極的に家庭を開放するのもよいですし、友達関係で気をつけたいのは、子供の前で友達の欠点を口にしないことです。「あの子と遊ばないよ」とか「もっとよい友達はないの」などというのは、単なる大人の感覚でしかない場合が多いものです。まず子供の世界を知ること、これが母親の第一の役割といえましょう。



つては最初に経験する社会であり、ひとりの「市民」としてのスタートの場もあるのです。  
用便や洗顔、食事のあととかたづけ、衣服の脱ぎ着など身のまわりのことは自分でするようにして、集団生活の規則やエチケットをわきまえさせることができです。  
また、対人関係のエチケットとしては、はい・いいえ・ありがとうございます・すみませんをはつきり言えるようにしておきたいものです。  
ところで、決まりや約束が守れたら、忘れずにほめてやりましょう。守れなかったときは、しかる前に子供の身になつて、たとえば内容的に無理がなかつたかどうか、強制しそぎて子供の心情にキズをつけるようなことはなかつたかーなどの点をよく考えてから、適切な助言をするのが効果的です。



### みんなの街です。美しく

吸いがらの投げ捨てはやめましょう。

*Smokin' Clean*



四月から  
国民年金の保険料が改正されます

国民年金は、加入者が歳をとつたり、障害者となったり、母子世帯になつたときなどに年金を支給して、生活の安定を図ることを目的としています。

正されます。

保険料納付のご相談など、くわしいことは市区町村役場または社会保険事務所へお問い合わせください。

このため生活水準その他の諸事情に変動があったときには、年金額をみなおし、その充実改善を図ることとしています。

この改善によって、時年七月に拠出年金、八月に福祉年金の年金額がそれぞれ引き上げられました。

付した保険料の積立金と国が負担

する国庫金とてまかなわれていま  
す。そのため年金額が引き上げら  
れると、保険料の額の引上げも行  
われることになり、昭和五十三年  
四月分より月額一、七三〇円に改



～家族ぐるみで交通事故に  
備えましょう～  
町民交通事故保険に加入する

町民交通傷害保険に加入を!  
1人年間 360円

利尻町に住んでいる方及び当町内へ通勤、通学している方ならどなたでも加入できます。この保険は一年契約ですから契約期限のきれ方及び新規に加入される方は、3月1日から加入受付を行います。

- 申込み 役場及び支所では3月1日から受付  
(住民課広報交通安全係)

支払われる保険金

区 分	金 額	請求手続きに要するもの
死 亡 の 場 合	80万円	①保険カード
失明または片足を失ったとき	50万円	②交通事故証明
治療期間6ヵ月以上	12万円	③診断書
" 5ヵ月以上6ヵ月未満	9万円	④印鑑
" 4ヵ月以上5ヵ月未満	7万円	そのほか状況によって
" 3ヵ月以上4ヵ月未満	5万円	は印鑑証明などです。
" 2ヵ月以上3ヵ月未満	3万円	
" 1ヵ月以上2ヵ月未満	2万円	
" 1週間以上1ヵ月未満	1万円	
" 1週間未満	5千円	

## タバコは町内で

買いましょう



御母堂様の香典返しを廃して  
仙法志字元村 欠 満殿から  
病年見舞返しを廃して

戸籍の  
うじき